

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号		
手続名	認定・特例認定特定非営利活動法人の合併の認証	根拠条項	特定非営利活動促進法第 63 条		
審査基準	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法</p> <p>第 63 条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。</p> <p>3 第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に第 1 項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。</p> <p>4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。</p> <p>5 第 44 条第 2 項及び第 3 項、第 45 条、第 47 条から第 49 条まで並びに第 54 条第 1 項の規定は第 1 項の認定について、第 58 条第 2 項において準用する第 44 条第 2 項及び第 3 項、第 59 条並びに前条において準用する第 47 条から第 49 条まで及び第 54 条第 1 項の規定は第 2 項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>				
受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課
		標準処理期間	3 月	目次	
		標準経由期間	日		